

令和4年9月15日

内閣官房
総務省

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した地方公共団体の 機能維持及び必要な業務継続の調査結果

別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続について、内閣官房とともに都道府県に照会し、今般、回答を取りまとめましたので、その結果をお知らせいたします。

<業務区分及び体制確保の対応状況>

市区町村（162 団体）	団体数	
対応済	139	86%
「業務継続計画」で対応	(90)	(56%)
「業務継続計画」以外（※1）で対応	(49)	(30%)
未対応	23	14%
令和4年9月までに対応予定	(23)	(14%)

※1 マニュアルや対応方針等、業務継続計画以外の名称のもの。

※2「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等の調査について（依頼）」（令和4年1月24日付け事務連絡）による調査に対して、「未対応」と回答した162団体を対象に改めて調査を実施

<市町村の発生時継続業務の実施が困難であることを想定した、地域の実情に即した具体的な支援策の対応状況>

都道府県（47 団体）	団体数	
対応済	47	100%

(業務区分及び体制確保の対応状況)

	対応済			未対応	令和4年8月中に対応予定	令和4年9月中に対応予定	令和4年10月～令和5年3月中に対応予定	未定
		「業務継続計画」 で対応	「業務継続計画」 以外で対応					
青森県	9	5	4	0	—	—	—	—
宮城県	9	4	5	1	—	1	—	—
秋田県	2	1	1	1	—	1	—	—
山形県	1	1	—	0	—	—	—	—
福島県	12	6	6	0	—	—	—	—
茨城県	10	8	2	0	—	—	—	—
千葉県	7	4	3	0	—	—	—	—
東京都	6	4	2	0	—	—	—	—
神奈川県	5	—	5	0	—	—	—	—
新潟県	—	—	—	2	—	2	—	—
富山県	—	—	—	1	—	1	—	—
石川県	1	1	—	1	—	1	—	—
岐阜県	5	5	—	0	—	—	—	—
静岡県	3	2	1	0	—	—	—	—
三重県	5	4	1	0	—	—	—	—
滋賀県	1	1	—	2	—	2	—	—
京都府	2	1	1	0	—	—	—	—
大阪府	10	5	5	3	—	3	—	—
兵庫県	4	3	1	1	—	1	—	—
奈良県	19	11	8	0	—	—	—	—
和歌山県	3	2	1	0	—	—	—	—
香川県	3	3	—	0	—	—	—	—
愛媛県	2	2	—	0	—	—	—	—
高知県	8	6	2	0	—	—	—	—
福岡県	4	4	—	1	—	1	—	—
長崎県	3	3	—	0	—	—	—	—
大分県	2	2	—	0	—	—	—	—
沖縄県	3	2	1	10	—	10	—	—
合計	139	90	49	23	—	23	—	—

※「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等の調査について（依頼）」（令和4年1月24日付け事務連絡）による調査に対して、「未対応」と回答した162団体を対象に改めて調査を実施

(市町村の発生時継続業務の実施が困難であることを想定した、地域の実情に即した具体的な支援策の対応状況)

	対応済	未対応
北海道	○	—
青森県	○	—
岩手県	○	—
宮城県	○	—
秋田県	○	—
山形県	○	—
福島県	○	—
茨城県	○	—
栃木県	○	—
群馬県	○	—
埼玉県	○	—
千葉県	○	—
東京都	○	—
神奈川県	○	—
新潟県	○	—
富山県	○	—
石川県	○	—
福井県	○	—
山梨県	○	—
長野県	○	—
岐阜県	○	—
静岡県	○	—
愛知県	○	—
三重県	○	—
滋賀県	○	—
京都府	○	—
大阪府	○	—
兵庫県	○	—
奈良県	○	—
和歌山県	○	—
鳥取県	○	—
島根県	○	—
岡山県	○	—
広島県	○	—
山口県	○	—
徳島県	○	—
香川県	○	—
愛媛県	○	—
高知県	○	—
福岡県	○	—
佐賀県	○	—
長崎県	○	—
熊本県	○	—
大分県	○	—
宮崎県	○	—
鹿児島県	○	—
沖縄県	○	—
合計	47	—

閣副第 827 号
総行市第 83 号
総行政第 162 号
総行公第 104 号
令和 4 年 7 月 29 日

各都道府県知事 殿
(総務部扱い)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長
総務省自治行政局長
総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官
総務省自治行政局公務員部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した
地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続並びにその調査について

各都道府県におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

今般、BA.5 系統への置き換わりによる感染が急速に拡大する中で、感染拡大への対応に更なる万全を期す必要がありますので、下記につき、都道府県において、市町村に周知を図るとともに、市町村の取組を支援いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続について

感染拡大に備えた地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続については、「オミクロン株等新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続について」（令和 4 年 2 月 3 日付け閣副第 122 号・総行市第 22 号・総行政第 26 号・総行公第 10 号内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長・総務省自治行政局長・総務省新型コロナウイルス感染

症対策等地方連携統括官・総務省自治行政局公務員部長通知。以下「2月3日付け通知」という。)において、以下の3点についてお願いしたところです。

【2月3日付け通知における依頼事項】

- ① 事業継続体制確保がなされていない市町村等は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等について」（令和4年1月14日付け閣副第50号・総行市第7号・総行政第9号・総行公第5号内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長・総務省自治行政局長・総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携統括官・総務省自治行政局公務員部長通知。以下「1月14日付け通知」という。）の趣旨に沿って、強化・拡充すべき業務及び継続すべき一般業務など感染症発生時に継続する業務（以下「発生時継続業務」という。）と、それ以外の縮小・中断する業務に区分した上で、発生時継続業務に必要な動員等、組織全体として必要な業務体制の確保を、緊急・迅速に実施
- ② 既に点検及び対応を実施した市町村等は、さらに実践的な対策となるよう体制確保を強化
- ③ 都道府県は、オミクロン株の特性を踏まえ、市町村の発生時継続業務の実施が困難となる場合を想定して、地域の実情に即した具体的な支援策を策定

※1 上記の対応の検討を行うに当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）事業の継続が求められる事業者」（別紙2）、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先接種の検討をお願いした「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。別紙3）を参考にさせていただくこと

今般、BA.5系統への置き換わりによる新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大によって、欠勤者が増大し、身近な住民サービスを縮小・中断せざるを得ない事態発生が想定されます。つきましては、2月3日付け通知の趣旨に沿った適切な御対応を、改めてお願いします。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続に関する調査について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等の調査について(依頼)」(令和4年1月24日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室・総務省自治行政局長市町村課・総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室・総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡。以下「1月24日付け調査」という。)による調査のご回答については、都道府県別の集計データとして2月10日に公表を行いました。

各都道府県におかれましては、以下のとおり、別紙①、②の回答様式により、8月8日(月)正午までに御回答くださるようお願いいたします。

【調査事項】

(別紙①) 1月24日付け調査において「未対応」と回答のあった市町村の、令和4年8月1日時点の状況

(別紙②) 本通知「1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続について」の【2月3日付け通知における依頼事項】の③でお願いをしている具体的な支援策の、令和4年8月1日時点の策定状況

※ 2月3日付け通知の別紙1のような事例に限らず、各都道府県の状況に応じて様々な形態で進められているものと考えますが、形態の如何を問わず「市町村の発生時継続業務の実施が困難となる場合を想定して、地域の実情に即した具体的な支援策」についてご回答をお願いします。

※ 具体的な支援策の回答にあたっては、回答様式の「支援策」欄に記入いただくか、支援策がわかるものをご提出いただきますようお願いいたします。

【提出先】

総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室

担当：高橋、酒川、須藤 TEL：03-5253-5523 Mail：chisei@soumu.go.jp

なお、本件へのご回答については都道府県別の集計データとして公表する可

可能性がありますので、ご承知おきください。

また、令和4年8月1日時点において「未対応」と回答のあった市町村に対しましては、本通知「1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続について」の【2月3日付け通知における依頼事項】の①に係る対応が緊急・迅速に実施されるよう、都道府県において市町村の取組を支援いただきますようお願いするとともに、その後の対応状況については改めて確認させていただきますので予めご承知おきください。

<連絡先>

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

西川企画官

電話：03-6257-3085（直通）

Mail yoshihiro.nishikawa.e9r@cas.go.jp

総務省自治行政局市町村課

清水課長補佐

電話：03-5253-5516（直通）

Mail shichousonka01@soumu.go.jp

総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室

高橋課長補佐

電話：03-5253-5523（直通）

Mail chisei@soumu.go.jp

総務省自治行政局公務員部公務員課

江口理事官

電話：03-5253-5542（直通）

Mail koumuinka-chosa@soumu.go.jp